



## 第二次

# 福島県県立特別支援学校全体整備計画

～「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進に向けて～

平成29年12月15日

福島県教育委員会

# 目 次

1	第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画の趣旨	1
2	特別支援教育の変遷と本県の対応	2
(1)	特別支援教育における国の動向	2
(2)	本県における施設整備の対応	2
3	本県の特別支援教育の現状	3
(1)	特別な支援が必要な児童生徒数の増加	3
(2)	特別支援学校の児童生徒数の想定定員数	7
(3)	長時間通学の負担	9
(4)	寄宿舎の状況	10
(5)	老朽化した学校施設	10
4	状況の変化に対応した特別支援教育の在り方	11
(1)	本県における特別支援教育の充実に向けた取組	11
(2)	児童生徒や保護者等への相談・支援体制の構築	12
5	各生活圏の状況	15
(1)	全県の傾向	15
(2)	県北地区	18
(3)	県中地区	20
(4)	県南地区	21
(5)	会津地区	22
(6)	南会津地区	23
(7)	相双地区	24
(8)	いわき地区	25
6	県立特別支援学校の運営状況	26
(1)	大笹生支援学校（知的障がい）	26
(2)	あぶくま支援学校（知的障がい）	27
(3)	石川支援学校（知的障がい）	28
(4)	たむら支援学校（知的障がい）	30
(5)	西郷支援学校（知的障がい）	31
(6)	会津支援学校（知的障がい）	32
(7)	猪苗代支援学校（知的障がい）	33
(8)	相馬支援学校（知的障がい）	34

( 9 )	富岡支援学校（知的障がい）	35
( 1 0 )	いわき支援学校（知的障がい）	37
( 1 1 )	視覚支援学校（視覚障がい）	38
( 1 2 )	聴覚支援学校（聴覚障がい）	38
( 1 3 )	郡山支援学校（肢体不自由）	39
( 1 4 )	平支援学校（肢体不自由）	40
( 1 5 )	須賀川支援学校（病弱）	41
( 1 6 )	会津支援学校竹田校（病弱）	41
7	県立特別支援学校の整備の方向性	43
( 1 )	知的障がい以外の特別支援学校の動向	43
( 2 )	知的障がい特別支援学校の動向	43
8	第二次全体整備計画の基本方針	52
( 1 )	前計画及び指針における整備の課題	52
( 2 )	今後の整備の方向性	53
( 3 )	基本方針	53
( 4 )	教育環境を実現するために必要な指針	54
9	第二次全体整備計画における整備対象地区等	57
( 1 )	伊達地区	57
( 2 )	安達地区	59
( 3 )	南会津地区	61
( 4 )	その他	63
( 5 )	聴覚支援学校寄宿舍	64
( 6 )	震災により避難した富岡支援学校の対応	65
1 0	第二次全体整備計画による整備後の姿	65
( 1 )	通学時間について	65
( 2 )	教育環境（狭隘化）の改善について	67
1 1	おわりに	67

## 1 第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画の趣旨

本県の特別支援学校の整備については、昭和54年の養護学校義務制の施行を踏まえ、知的障がい児入所施設との併設型による学校設置を中心として進められてきており、平成19年以降、特別支援教育を受ける児童生徒の増加傾向を背景として知的障がい特別支援学校の教育環境改善の声が高まったことから、平成25年3月に「福島県県立特別支援学校全体整備計画」、平成27年3月には「県立特別支援学校整備指針」を策定し、整備を進めてきた。

昭和19年、県内初の特別支援学校である視覚支援学校（旧盲学校）が県立学校に移管されて以来、県立特別支援学校は、今年4月に開校した「たむら支援学校」、「石川支援学校たまかわ校」を含め、本校15校、分校8校、計23校となっている。この間、特別支援教育に対する理解の浸透や期待の高まりなどから、特別支援学校の在籍児童生徒数は、知的障がいを中心に増加傾向が続いており、施設の狭隘化などにより十分な教育環境とは言い難い状況となっている。また、建設から数十年が経過している施設への対応や、地域のニーズに応じたセンター的機能を発揮する特別支援学校の整備など、教育環境のさらなる充実に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

近年は、「障害者の権利に関する条約」の批准によるインクルーシブ教育システム（※）の構築を図る上で基礎的環境整備や合理的配慮の提供などに代表されるように、共生社会の形成に向けた法整備等が着実に進んでいる。こうした中、特別支援教育においては、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供し、地域との連携による取組を推進していくことが求められている。これは、本県の特別支援教育の基本理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」のもとに目指している、一人一人のニーズに応じた地域や学校の支援体制の充実と合致するものである。

今回の計画は、現在の特別支援学校の現状と県内各地域の実状を見直し、分析するとともに、特別支援学校のあるべき姿を踏まえ、本県の特別支援教育の10年先を見据えて策定したものである。市町村における相談支援体制の整備や特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能の充実を図るなど、切れ目のない支援の充実と併せ、特別支援学校で学ぶ児童生徒が将来に向け、夢や希望に満ちた生活が地域社会の中で営まれるよう特別支援学校の教育環境の更なる整備を進めていく。

※人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている（障害者の権利に関する条約第24条）。

## 2 特別支援教育の変遷と本県の対応

### (1) 特別支援教育における国の動向

- ① 昭和23年 盲・聾学校の就学義務、設置義務施行
- ② 昭和54年 養護学校義務制施行
- ③ 平成19年 障害者の権利に関する条約署名  
学校教育法改正による特別支援教育の開始
- ④ 平成23年 障害者基本法改正
- ⑤ 平成25年 学校教育法施行令の一部改正による就学先を決定する仕組みの改正
- ⑥ 平成26年 障害者の権利に関する条約批准
- ⑦ 平成28年 障害を理由とする差別等に関する法律施行  
合理的配慮の提供と基礎的環境整備
- ⑧ 平成30年 高等学校における通級による指導の制度運用開始

昭和54年に養護学校が義務制となり、障がいの程度や種類に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級等の特別な場での指導が行われてきた。平成19年から特別支援教育への転換が図られ、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が児童生徒の在籍する全ての学校において実施されることとなった。さらに、「障害者の権利に関する条約」の批准により、特別支援教育をさらに推進し、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築するため、児童生徒の連続性のある多様な学びの場の提供が必要となっている。

### (2) 本県における施設整備の対応

本県における施設整備は、昭和23年の盲・聾学校の設置義務施行による整備に端を発し、昭和35年に県立養護学校（現平支援学校：肢体不自由）、昭和48年に県立須賀川養護学校（病弱）を設置した。その後、昭和54年養護学校義務制に伴い、施設併設型の知的障がい特別支援学校として小学部と中学部の整備を進めてきた。

その後、高等部の開設、知的障がい特別支援学校児童生徒の増加への対応のため校舎の増改築などに取り組み、さらに平成25年には「福島県県立特別支援学校全体整備計画」を策定し、「障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境作り」、「複数の障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校作り」を基本方針とし、喫緊の対応が必要な下記の2地区の整備を重点的に進めてきた。

#### 【取組状況】

- ア いわき支援学校くぼた校を勿来高等学校内に設置した（平成27年4月）。
- イ たむら支援学校の小・中学部を旧田村市立春山小学校に、高等部を

船引高等学校内に設置した（平成29年4月）。

平成27年には「県立特別支援学校整備指針」を策定し、前述の基本方針に、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降顕在化した特別支援学校の整備における課題も含めて、その対策に取り組んできた。

#### 【取組状況】

ア 石川支援学校たまかわ校を旧玉川村立川辺小学校に設置した（平成29年4月）。

イ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の避難によりいわき市へ校舎を移転した富岡支援学校の応急的な対応として、四倉高等学校空き教室に中学部及び高等部を移設した（平成29年4月）。

ウ 相馬支援学校を南相馬市に移転新築する（平成32年4月開設予定）。

エ 老朽化した聴覚支援学校福島校、聴覚支援学校寄宿舎を改築する（平成30年代前半）。

オ あぶくま養護学校安積分校を閉校した（平成29年3月末）。

### 3 本県の特別支援教育の現状

#### (1) 特別な支援が必要な児童生徒数の増加

県内の幼児児童生徒数は減少しており（図1）、今後もその傾向が続くと予想される。その一方で、特別な支援を必要とする児童生徒数は増加している（図2）。これは全国的に見ても同様の傾向であり、その背景として、医療の進歩などにより障がいの診断が普及したことや受診動機の高まり、障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を望む保護者が増えたことなど、「特別支援教育への理解と必要性が高まった。」と分析（※）されている。

今回の計画における特別な支援を必要とする児童生徒数については、「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、平成33年以降、本県の子どもの人口減少率が大きくなっていることから、平成32年度までは増加し、それ以降は減少すると推定した。

平成30年度から平成32年度までの特別な支援を必要とする児童生徒数は、平成24年度から平成29年度までの平均増加率を基に推計した。

平成33年度から平成38年度の特別な支援を必要とする児童生徒数は、「福島県の推計人口」（平成29年4月1日現在 福島県）や他県の推計値を参考に、平成38年度の同児童生徒数を平成32年度の5%減とし、緩やかに減少すると推計した。

※出典：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する児童生徒の増加の実態と教育的対応に関する研究」平成21年度研究成果報告書

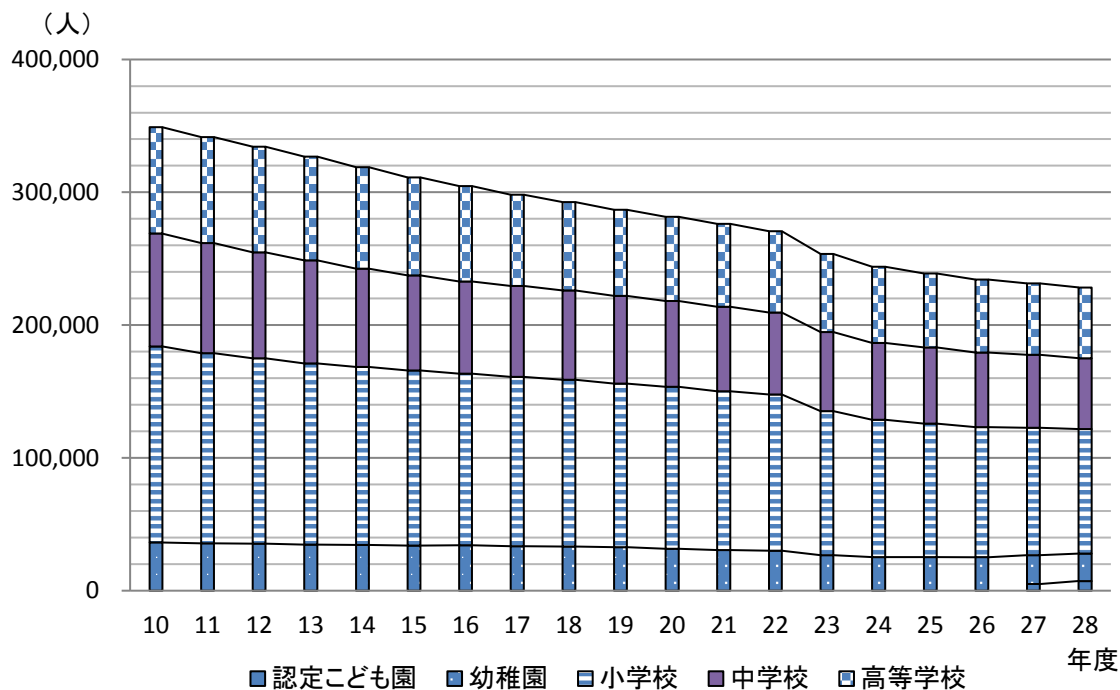


図1 県内の幼児児童生徒数の推移 (学校基本調査：各年度5月1日現在)

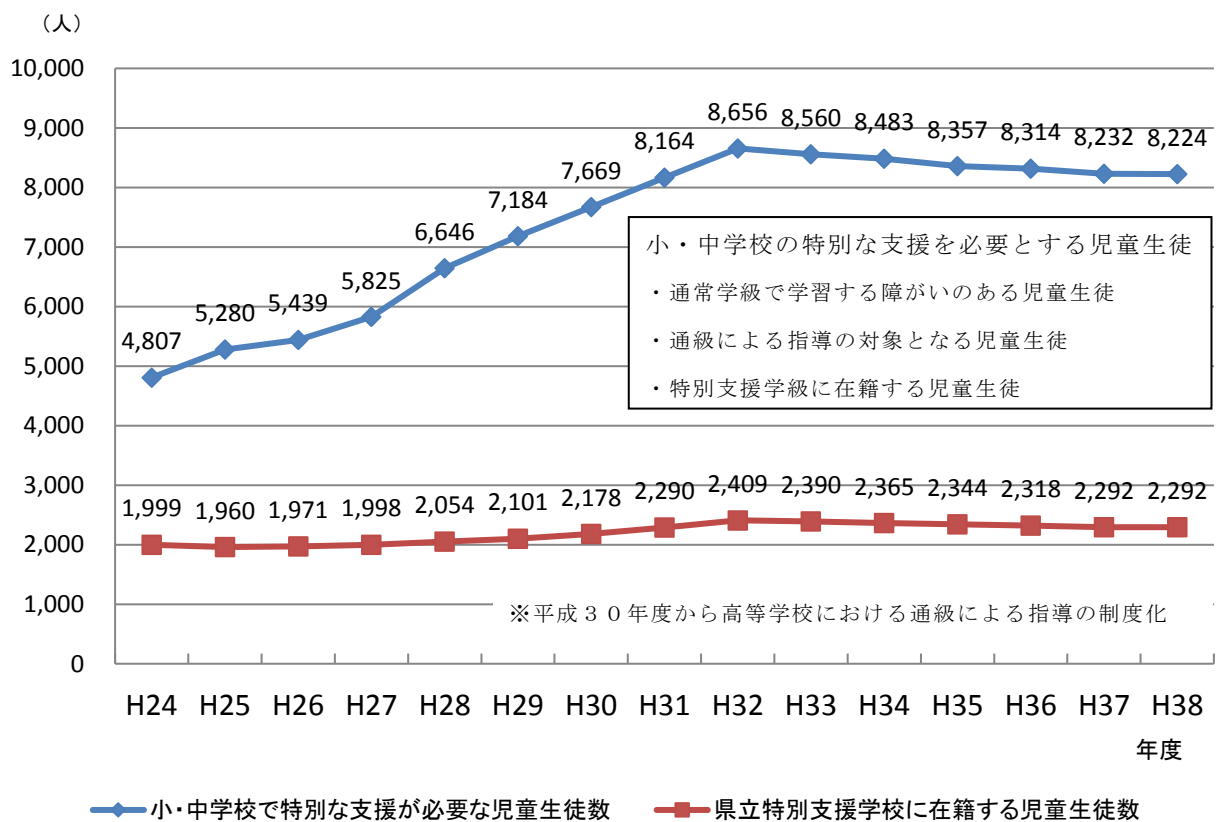


図2 県内の特別な支援が必要な児童生徒数の推移

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

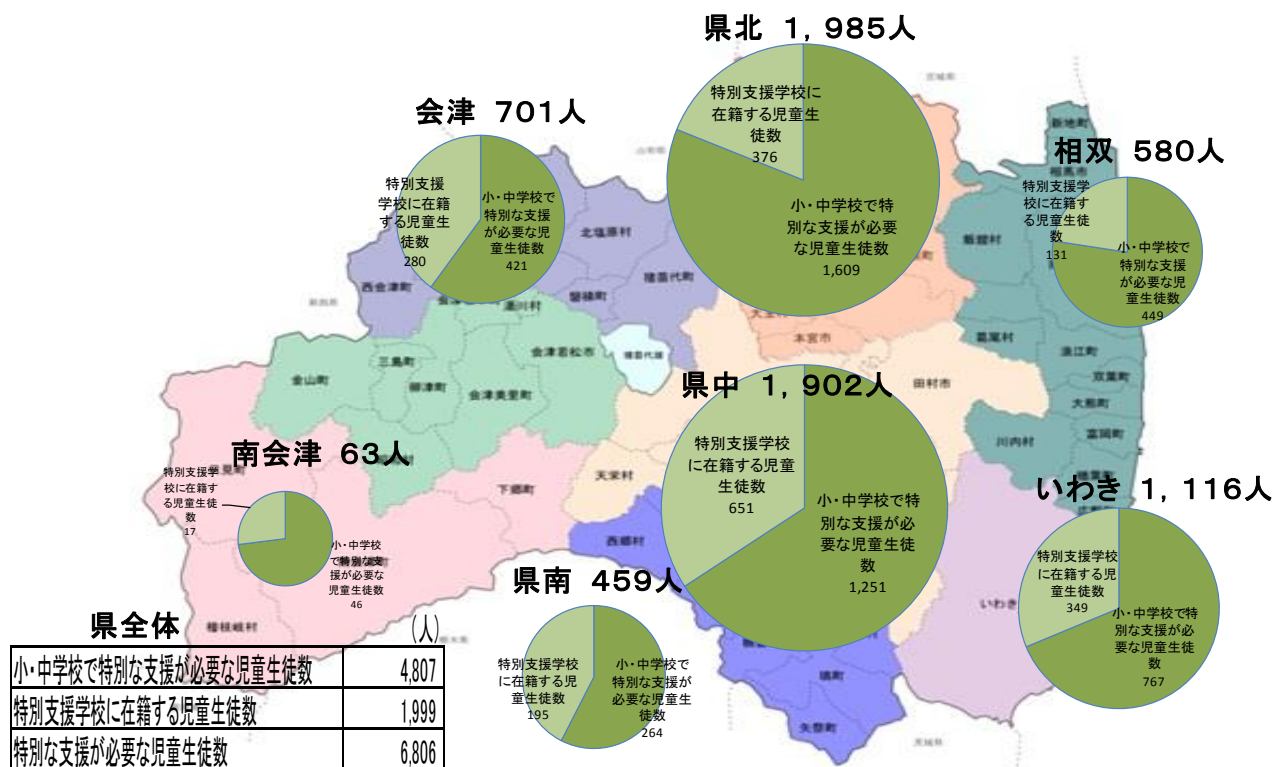


図3 平成24年度各生活圏における特別な支援を必要とする児童生徒数  
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

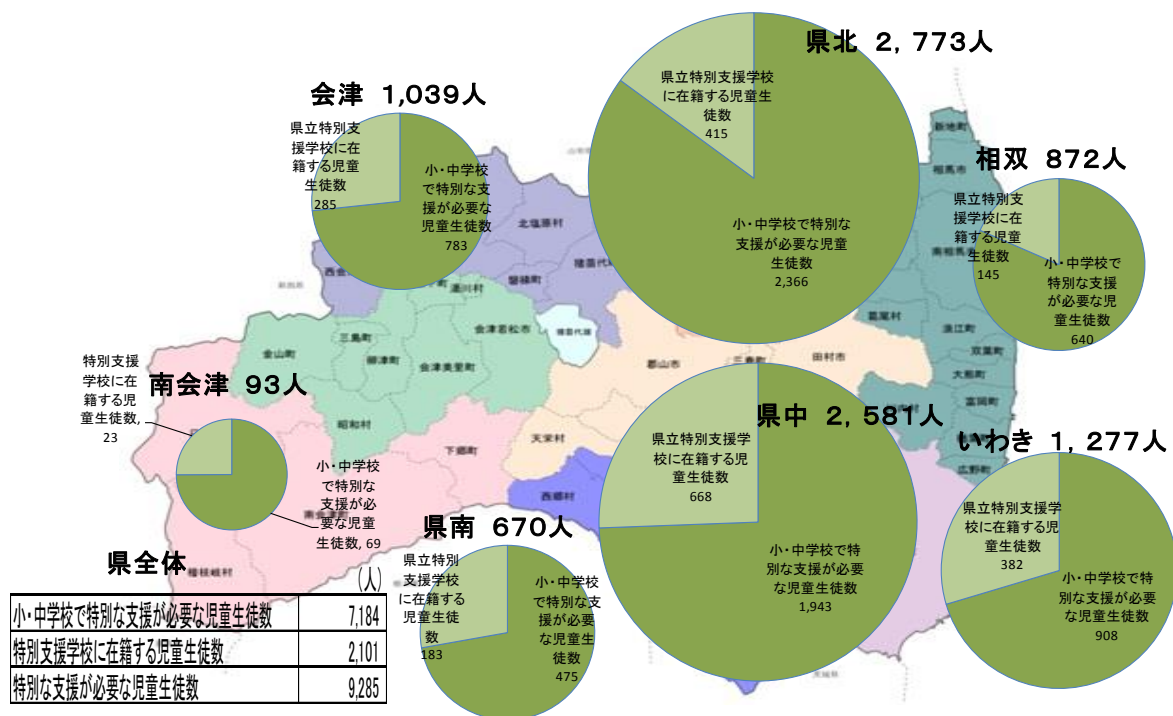


図4 平成29年度各生活圏における特別な支援を必要とする児童生徒数  
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)



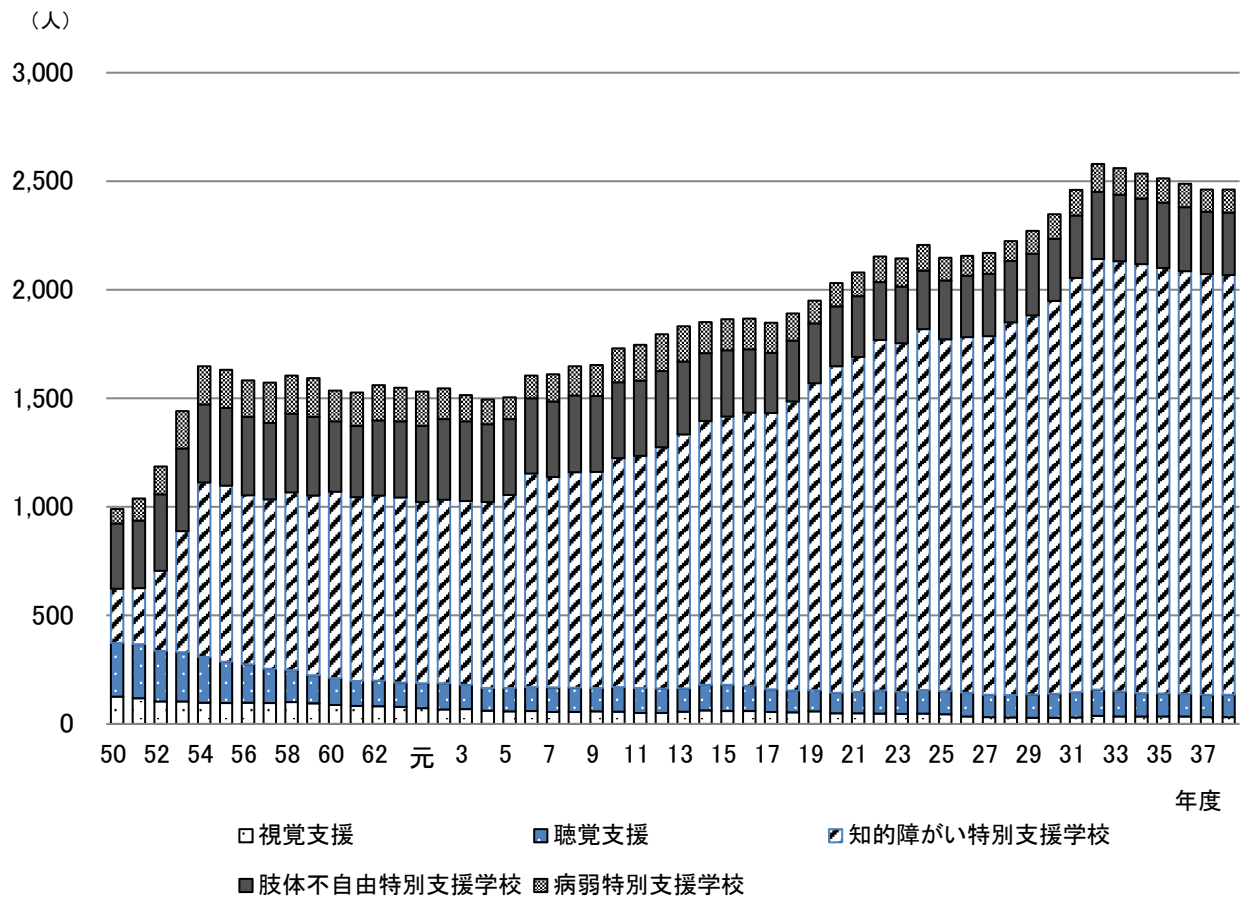


図5 県内全特別支援学校児童生徒数の推移

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

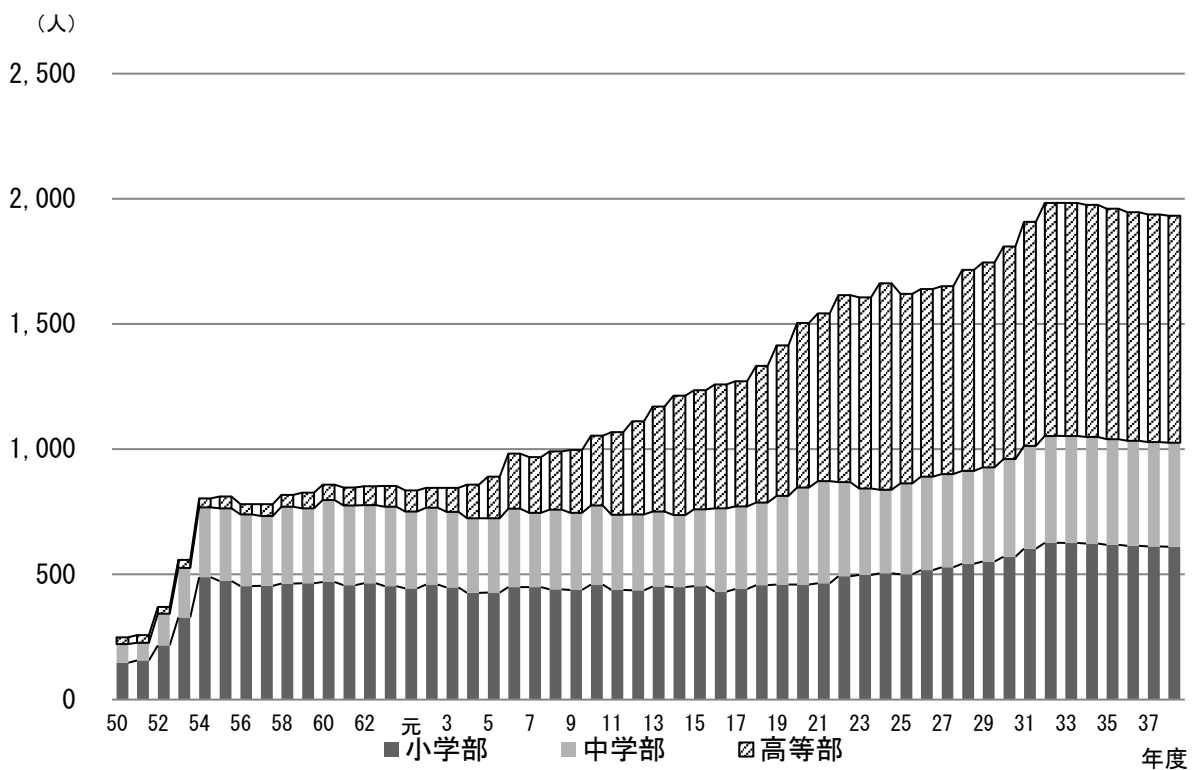


図6 県内知的障がい特別支援学校児童生徒数推移(学部別)

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

県内における特別な支援を必要とする児童生徒数は、年々増加し、小・中学校と県立特別支援学校に在籍する児童生徒数を合わせた数は、平成29年度で約9,300人となっている(図2)。

平成24年度から平成29年度までの特別な支援を必要とする児童生徒数の伸び率をみると、県立特別支援学校では、約1.05倍であるのに対し、小・中学校では約1.5倍と高くなっている(図3、4)。これは、県内各地の小・中学校で知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級の増加が要因と見られる。

特別な支援を必要とする児童生徒数は、平成32年度をピークに減少していくが、その後平成38年度においても、約10,500人と現在より高い水準で推移していくと予想される。また、平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化されることから、中学校の通級による指導の対象者や特別支援学級在籍者も増加していくと考えられる。

県立特別支援学校の児童生徒数については、平成32年度に約2,400人まで上昇した後、平成38年度の約2,300人まで緩やかに減少する見込みである。

なお、県立特別支援学校の障がい種別では、知的障がい特別支援学校の児童生徒が増加しており、その中でも、全国的な傾向と同様に、高等部の在籍生徒数の増加が見られる(図2、5、6)。

## (2) 特別支援学校の児童生徒数の想定定員数

知的障がい特別支援学校在籍児童生徒数の増加に伴い、各特別支援学校では全体的に教室不足の状態となっている。そのため、教室を間仕切りして使用しているほか、特別教室やワークスペース、プレイルーム等を教室に転用するなどの対応例がある(写真1・2)。また、作業学習等を行う教室が十分確保できず、授業等に支障をきたす事例や、自校の給食施設のみでは必要とされる食数を確保できない学校もでている(※)。

県立特別支援学校において、間仕切り等をしないで使用した場合の教室の想定定員数は表1のとおりである。

---

※ あぶくま支援学校は、在籍する児童生徒数が給食提供可能数を上回っているため、聴覚支援学校から給食の提供を受けている。

県立特別支援学校の児童生徒数増加に伴う改修工事例

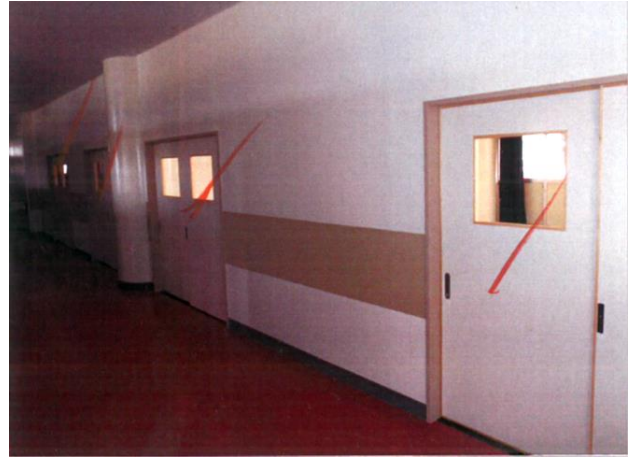


写真1 改修前（プレイルーム）

写真2 改修後（高等部教室）

表1 県内の県立特別支援学校（知的障がい）の想定定員数について  
（単位:人）

		平成29年度 在籍者数 A	教室数		想定定員数 B ※	想定定員数と 在籍者数の差 B-A
			小・中	高		
大笹生支援	教室数		30	16		
	生徒数	257	120	96	216	△41
あぶくま支援	教室数		33	28		
	生徒数	348	132	168	300	△48
石川支援	教室数		16	8		
	生徒数	121	64	48	112	△9
たまかわ校	教室数		10			
	生徒数	37	40		40	3
たむら支援	教室数		7	8		
	生徒数	38	28	48	76	38
西郷支援	教室数		16	10		
	生徒数	129	64	60	124	△5
会津支援	教室数		25	15		
	生徒数	218	100	90	190	△28
猪苗代支援	教室数		8	6		
	生徒数	43	32	36	68	25
相馬支援	教室数		10	6		
	生徒数	94	40	36	76	△18
富岡支援	教室数		12	6		
	生徒数	52	48	36	84	32
いわき支援	教室数		30	16		
	生徒数	211	120	96	216	5
くぼた校	教室数			7		
	生徒数	28		42	42	14

※1教室当たりの定員を小・中学部は4名、高等部は6名とし、各学校の教室数との積から計算した人数

### (3) 長時間通学の負担

居住する市町村に特別支援学校がない場合などでは、通学や保護者の送迎に1時間以上かかっていることがあり、児童生徒や保護者にとって大きな負担となっている。小学部から中学部、高等部へと学年が進むにつれて公共交通機関を利用する割合は高くなり、交通事情等によりさらに時間を必要とする場合が多くなっている。

文部科学省が平成28年3月に示した特別支援学校施設整備指針では、通学環境について「幼児児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離、又は通学時間を設定できるよう校地を選定することが望ましい。」とされている。また、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日）では、小・中学校の通学距離の基準（小学校：おおむね4km以内、中学校：おおむね6km以内）に加えて、1時間以内を一応の目安として市町村が判断すると示している。こうした観点からも本県特別支援学校においても望ましい通学時間の目安は1時間以内とすべきである。

生活圏別で県立知的障がい特別支援学校の通学時間を見た場合、県中地区や相双地区で1時間を超す割合が高くなっている。これは、あぶくま支援学校に通学する際の郡山市内の交通事情によるものと、いわき地区南部からいわき地区北部にある富岡支援学校の仮設校舎に通学していることが要因となっている。加えて他の生活圏においても1時間を超す事例があるため、長時間通学の負担軽減は本県の課題となっている（図7）。

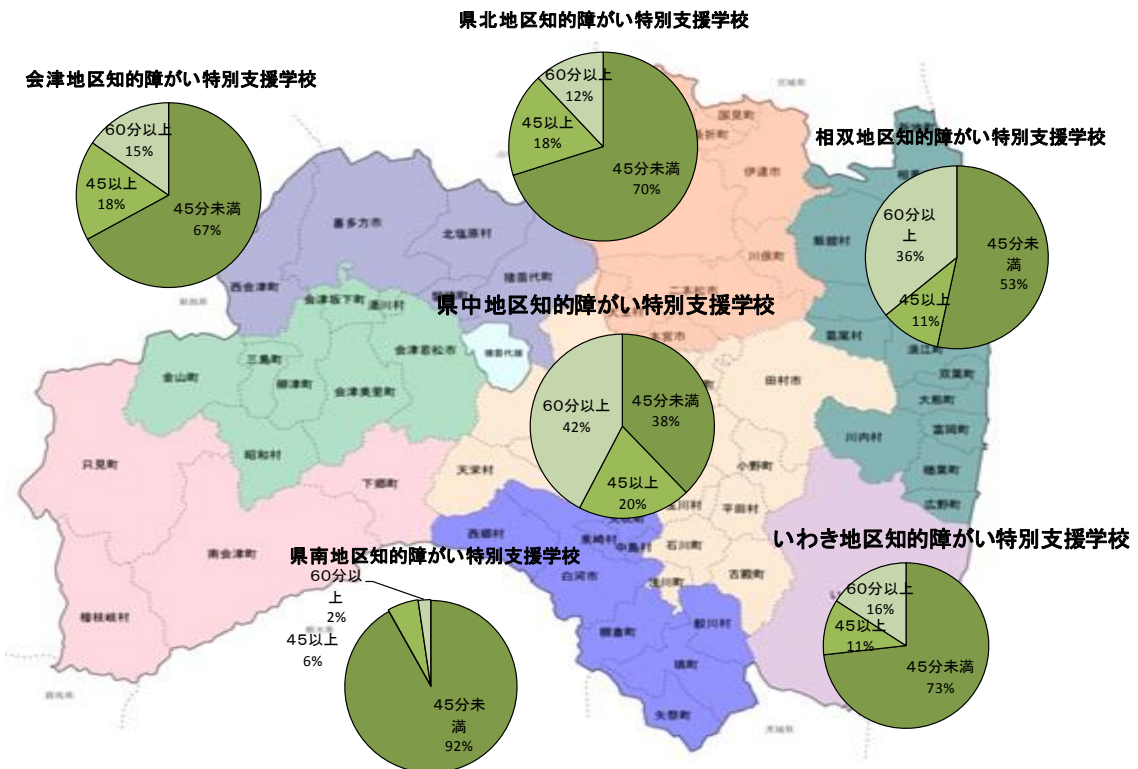


図7 県立知的障がい特別支援学校の通学時間状況

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

#### (4) 寄宿舎の状況

特別支援学校には原則として寄宿舎の設置義務がある（学校教育法第78条）。

視覚、聴覚、肢体不自由の県立特別支援学校は、通学範囲が広範囲にわたること、集団生活の中で自立に向けた実践的な生活スキルの獲得を目指してきたことから寄宿舎を設置し対応している（表2）。

一方、県立知的障がい特別支援学校は、南会津地区を除き各生活圏ごとに1校ないし数校設置されており、入所施設が併設されていることや通学バスを運行していることから、寄宿舎は設置していない。

表2 平成29年度県立特別支援学校寄宿舎入舎人数

学校名	障がい種別	学部別入舎人数				主な入舎者の出身地区
		小	中	高	計	
視覚支援	視覚	3	2	9	14	県北4、県中4、県南4、その他2
聴覚支援	聴覚	0	14	15	29	県北17、会津5、県南4、その他3
郡山支援	肢体不自由	0	3	19	22	県北10、県中7、会津5
平支援	肢体不自由	4	2	4	10	いわき9、相双1

#### (5) 老朽化した学校施設

県内には聴覚支援学校寄宿舎を始めとして建築から相当年数を経過する学校や施設がある（表3）。これらの施設は、設備が老朽化し、児童生徒の障がいの状態や特性及び現在の学習・生活様式等を考慮すると早急な改修が必要となっている。また、防災・防犯等の安全性に配慮した施設環境の整備の検討が必要となっている。

表3 県立特別支援学校施設の設置年度

学校名	設置年度	備考
聴覚支援学校 福島校	S33	改築 実施設計中
聴覚支援学校 寄宿舎	S35	
西郷支援学校 教室棟	S50	
須賀川支援学校 教室棟	S48	
猪苗代支援学校 教室棟	S53	
大笹生支援学校 北校舎	S54	
石川支援学校 教室棟	S55	
大笹生支援学校 体育館	S58	
いわき支援学校 体育館	S60	
いわき支援学校 特別普通教室棟	S61	

## 4 状況の変化に対応した特別支援教育の在り方

### (1) 本県における特別支援教育の充実に向けた取組

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

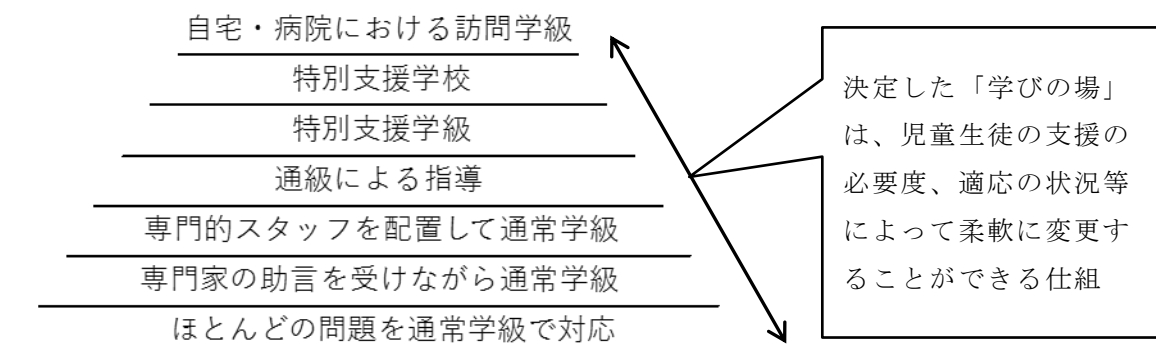
障がいにより小・中学校の通常の学級における指導や支援だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、特別な配慮の下、一人一人の障がいの種類や程度、発達段階等に応じて、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校というように多様な学びの場が各地域において選択できる環境にあることが必要である。

本県の特別支援教育の基本理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現に向けて、各地域での連続性のある多様な学びの場を充実させ、変化する時代に対応する力を身につけるためにも、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させることが重要である。

そのため、本県では各地域の特別支援学校と教育事務所、特別支援教育センターによる「地域支援チーム」を組織し、地域や小・中学校、高等学校等のニーズに合わせて特別支援教育に関する情報提供や、教員への研修を実施することにより、児童生徒にかかわる教員等の専門性の向上を図っていく。

#### 連続性のある「多様な学びの場」のイメージ

～子どもの教育的ニーズにきめ細かく応える指導を提供できる場～



## (2) 児童生徒や保護者等への相談・支援体制の構築

特別な支援を必要とする児童生徒数の増加等により、各地の特別支援学級の設置や特別支援学校の施設整備が進められてきた。こうした対象児童生徒数の増加傾向は、今後も当分の間続いていくと想定しているが、本県の特別支援教育の基本理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するために必要な取組は、施設の整備だけで充分ではない。

これまで「特殊教育」として、障がいの程度や種類に応じて教育の場を整備し教育を行ってきたものが、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育を行う特別支援教育へと転換されたことから、児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するとともに、本人と保護者を含め、関係機関と連携した支援体制を構築していくことが必要不可欠となっている。

そのために、まず児童生徒に最も身近な存在である保護者の子育てや教育に関する不安や悩みに対して、親身になって受け止めるとともに、こうした悩みに対して適時適切に対応できる相談窓口が必要である。こうした窓口は、行政をはじめとする関係する機関相互の連携により複数あることが望ましく、各特別支援学校は、地域の中心として相談支援の充実に努めていく。

### 【様々な保護者の悩みや気づき】

- 見落としやうっかりミスが多い、注意がそれやすい
  - 常に動く、落ち着きがない
  - 順番が守れない、質問の途中でも返答する
  - コミュニケーションがとれない
  - 興味や関心など特定なものへのこだわりがある
  - 聴覚、触覚、視覚など感覚の過敏
  - 特定の事ができない
  - 話を聞くのが苦手
- 等

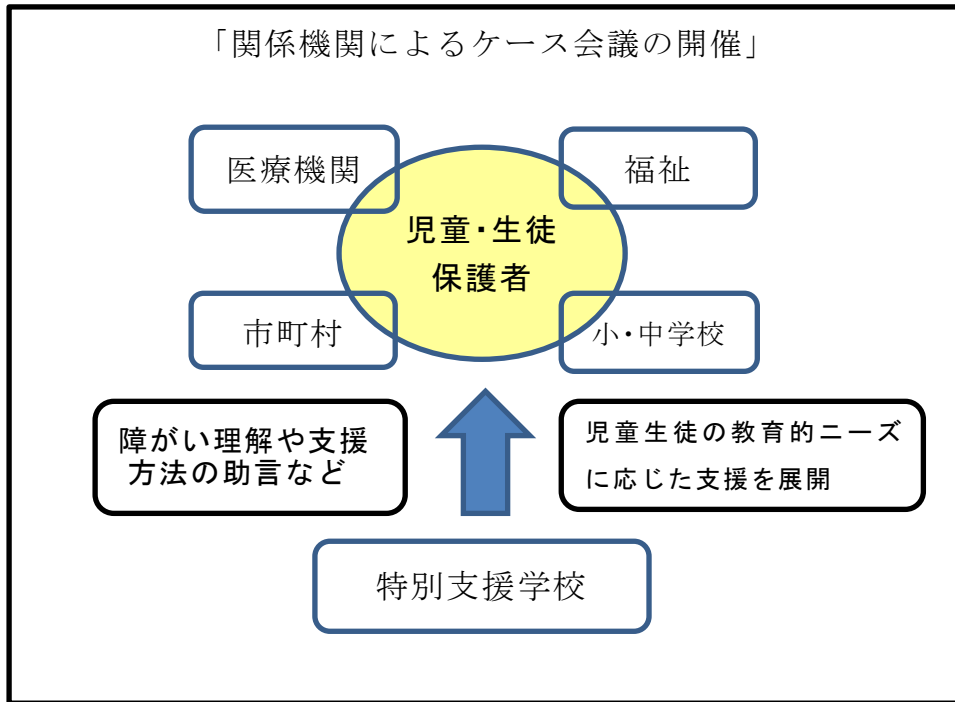
保護者の不安や悩みを気軽に相談できる窓口



### 【具体的な支援の展開事例】

通常学級に在籍している児童・生徒

- 主訴：① 子どもの言葉の遅れが気になる  
② 医療機関から発達障がい疑いがあると診断



さらに、地域の医療、福祉、保健、労働等の関係機関がそれぞれの専門性を発揮し、特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けて、早期から相互に連携した切れ目のない支援体制を構築する必要があることから、特別支援学校が支援体制構築に向けて中心的な役割を果たしていく。



障がいのある児童生徒一人一人のライフステージに応じた支援体制  
～0歳からの支援～

